

名取市墓地公園の施設の制限、手続き等の運用について

名取市墓地公園に建設する施設の制限、手続き等について下記のとおり運用する。

○全般

- (1) 目地は高さ制限に含まれるものとする。
- (2) 墓碑等設置後の法名碑の彫刻は、永代に渡って墓地を使用するための維持管理と判断し、一時使用許可申請書は不要とする。
ただし、管理棟受付簿に記入し、管理人に彫刻を行う旨伝えること。

○一般墓地

- (1) 囲障と塔婆立てが一体となっている場合囲障と判断し、前面縁石の上端から 1m 以内とする。
- (2) 囲障内に設置する設備の高さ制限は、墓碑その他これらに類するものとし、前面縁石の上端から 3m以内とする。
- (3) 囲障上に設置される法名碑、塔婆立て、屏風風墓石等は前面縁石の上端から 1m 以内とする。
- (4) 構造上やむを得ず囲障上に法名碑、塔婆立、屏風風墓石等を設置する場合、囲障幅の 2 分の 1 以内に設置する場合は、墓碑その他これらに類するものとし、前面縁石の上端から 3m以内とする。
ただし、墓地区画全体の景観を損なわないようなるべく低いものを設置するよう努めること。

○芝生墓地

- (1) 台石と蓋石が一体化している場合、カロートの上端から 0.15m以内とする。
- (2) 台石と墓碑が一体となっている場合墓碑と判断し、カロートの上端から 0.65m以内とする。
- (3) 台石と蓋石と墓碑が一体となっている場合墓碑と判断し、カロートの上端から 0.65m以内とする。
- (4) カロート上に設置する蓋石及び台石は、原則カロートの縦幅及び横幅と一致とするが、5 mm以内の差で内側に設けられた場合は適合とする。
なお、カロートからはみ出る場合は不適合とする。

○その他

- (1) 名取市墓地公園内での営業行為は禁止とする。